

# 北海学園大学同窓会評議員選出規程

第 1 条 会則第 12 条に定める評議員は、この規程に基づき選出するものとする。

第 2 条 評議員の人数の区分は、次の通りとする。

- 1 卒業期、学部等を基礎に 150 名以内
- 2 地域及び職域等の支部を基盤に 50 名以内

第 3 条 前条により選出する評議員は、卒業の年次、学部毎の卒業生数及び支部の会員数を勘案し、適正に選出するように配慮しなければならない。

第 4 条 評議員の選出母体となる同期会または支部等においては、前 2 条の規定に基づき、それぞれ評議員を選出し、氏名、住所等を本部事務局に届け出るものとする。但し、選出し難い事情があるときは、あらかじめ幹事会の承認を得て、本部事務局において推薦することができる。

第 5 条 前条の規定は、任期満了に伴う改選の場合も同様とする。

付則 この規程は、昭和 54 年 1 月 13 日から施行する。

付則 この規程は、平成 12 年 6 月 29 日から施行する